



白岡市生涯学習センター運営方針（案）

令和7年●月 白岡市教育委員会



目次

第1章	策定に当たって	01
第2章	現状と課題	06
第3章	運営の方針と取組	16
第4章	運営の体制	27
	資料編	36

本方針の中で、※印がある用語は、資料編の用語解説で説明しています。

第 1 章

策定に 当たって



こもれびの森まつり

図書館ボランティア連絡会や社会福祉協議会、日本工業大学等、地域の様々な団体、組織に協力いただき開催しているこもれびの森まつりは、毎年数多くの市民に参加いただく、センター全体を使った一大イベントです。

第1章 策定に当たって

1 策定の背景と目的

生涯学習センターは、「すべての人たちが生涯を通して楽しく学び、憩い、交流することができる生涯学習・地域コミュニティ・文化創造の拠点」をコンセプトに、平成30年10月に開館しました。図書館機能、博物館機能、生涯学習機能という3つの機能を有する複合施設であり、センターの管理、運営に関する基本的な内容を示すものとして策定した「（仮称）白岡市生涯学習施設管理運営計画」で示す基本方針と重点目標に基づき、各機能において特色を活かした施設運営やサービスの提供を行うとともに、3つの機能の融合による相乗的な学習機会の提供に努めてきました。

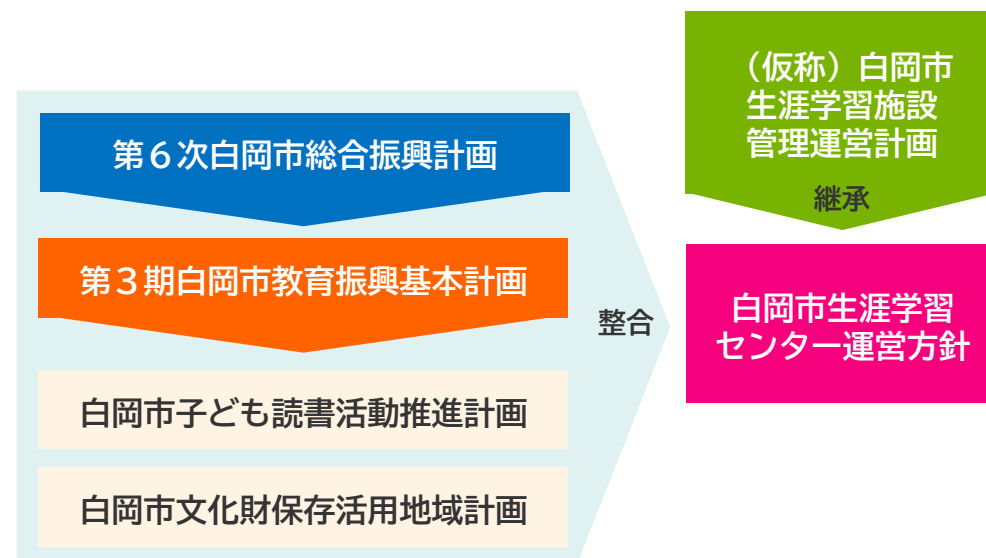
この間、人口減少や高齢化、グローバル化等社会の状況は急激に変化し、社会教育施設に求められる役割は多様化、複雑化しています。加えて、センターの開館から6年が経過し、多くの市民にご利用いただいている一方、施設利用に関するニーズも多様化しています。

これらセンターを取り巻く環境の変化や市民ニーズの多様化に対応するため、これからのセンター運営に当たっての方向性を示す「生涯学習センター運営方針」を策定するものです。

2 方針の位置付け

白岡市生涯学習センター運営方針は、センター運営の方向性を示すものであり、市の最上位の総合計画である「第6次白岡市総合振興計画」のほか、「第3期教育振興基本計画」、「子ども読書活動推進計画」、「文化財保存活用地域計画」、その他の方針、計画等と関連する事項について整合を図ります。

また、この方針は「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」において、公立図書館が策定するよう努めるものとされた「基本的運営方針及び事業計画」に準ずる方針として位置付けます。



第1章 策定に当たって

3 施設の概要

- ・ 開 館 日 平成30年10月1日(月)
- ・ 所 在 地 埼玉県白岡市千駄野432番地
- ・ 延 床 面 積 5,434㎡(うち、建物本体部分4,783㎡)
- ・ 総 事 業 費 約26億円(設計、監理、建設工事、備品購入等)
- ・ 総 入 館 者 数 1,452,924人(令和7年2月末時点)
- ・ 総 資 料 数 170,165点(令和7年2月末時点)
- ・ 基本コンセプト すべての人たちが生涯を通して楽しく学び、憩い、交流することができる生涯学習・地域コミュニティ・文化創造の拠点



4 センターを取り巻く環境

(1) 社会の変化

人口減少、少子高齢化の進行や、新型コロナウイルス感染症を経た生活様式や意識の変化とともに、経済や文化のグローバル化等、社会情勢の急速な変化が進んでいます。

【社会情勢の変化の例】

- ア 少子高齢化と人口減少の進行
- イ コロナ禍を経た生活や意識の変化
- ウ 地域コミュニティの希薄化
- エ グローバル化の進展
- オ 価値観の多様化

(2) センターに関連する法整備等

令和元年6月に視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）が成立しました。すべての人が読書による文字や活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律で、障がいの有無に関わらず、誰もが読書ができる社会の実現を目指しています。

また、令和4年には博物館法が改正されました。見直された新たな博物館登録制度の下で、資料館はより一層のその取組の充実を図り、地域活力の向上に寄与していくことが求められます。

第1章 策定に当たって

5 社会教育施設に求められる役割

センターは生涯学習の振興と普及のために設置された施設であり、社会教育施設として位置付けられます。国では、社会情勢の変化を踏まえ、これからの社会教育施設に求められる役割を示しています。

(1) 国の第4期教育振興基本計画（令和5年6月閣議決定）

公民館や図書館等の社会教育施設は、社会教育の拠点として、自らが果たす役割を明確化することが求められている。それに当たっては、地域住民の意向を運営に取り入れることなどにより、機能強化を図ることが重要である。その際、貧困の状態にある子供、外国人、障がい者やその家族、社会的に孤立しがちな若者や高齢者など、困難な立場に置かれている人々の社会的包摂の観点からの対応が求められる。

(2) 文部科学省中央教育審議会答申（平成30年12月）

ア 社会教育施設の現状には厳しい意見もあり、少子化による人口減少や高齢化の急激な進展、地域経済の縮小等の社会情勢の急激な変化が進む中で、社会教育施設が真に地域の学習と活動の拠点として機能するためには、それぞれの施設が今後果たすべき役割を明確にするとともに、求められる役割を果たすために必要な取組を推進していく必要がある。

イ 今後の社会教育施設は、住民主体の地域づくり、持続可能な共生社会の構築に向けた幅広い取組や、行政をはじめとした地域の幅広い情報の発信拠点としても位置付けられるべきである。

ウ 全ての住民に開かれた施設としてユニバーサルデザイン化を進め、幅広い年齢層にわたる多様な人々のニーズに応え、あらゆる地域住民の社会的包摂に寄与するとの視点に立ち、運営充実を図ることが求められる。

エ 今後の図書館には、知識基盤社会における知識・情報の拠点として、公文書館等との連携による資料の充実を図るとともに、市民生活のあらゆる分野に係る関係機関との連携の下、利用者及び住民の要望や社会の要請に応えるための運営の充実を図ることが望まれる。

オ 博物館は今後、地域の学校における学習内容に即した展示・教育事業の実施や、教師の授業支援につながるような教材やプログラムの提供等を強化することや、地域住民はもとより、国内・国外の多くの人々が知的好奇心を満たしつつ広く交流することのできる場としての役割を強化することが期待される。

カ 博物館では、各種の講演会・研究会等の開催を通じたボランティアの養成や友の会等のネットワークづくりのほか、ワークショップ等を通じた博物館の事業やその地域の在り方等について共に議論し、事業の改善や住民の主体的な活動につなげていくことも一層重要である。

第1章 策定に当たって

6 センターの目指す姿

「白岡市生涯学習センター管理運営計画」では、「すべての人たちが生涯を通して楽しく学び、憩い、交流することができる生涯学習・地域コミュニティ・文化創造の拠点」を目指す姿とし、その実現に向けたセンター全体及び各機能の重点目標を掲げています。これに基づき、センターの各機能において、特色を活かした施設運営やサービスの提供を行うとともに、複合施設としての強みである3つの機能の融合による相乗的な学習機会の提供に努めてきました。

これからの運営においても、これまでの運営を継承し、センターの目指す姿である「すべての人たちが生涯を通して楽しく学び、憩い、交流することができる生涯学習・地域コミュニティ・文化創造の拠点」の実現に向けて取り組んでまいります。

白岡市生涯学習センター管理運営計画

目指す姿 「すべての人たちが生涯を通して楽しく学び、憩い、交流することができる生涯学習・地域コミュニティ・文化創造の拠点」

重点目標

センター 全体	① 各機能単独事業 の充実	② 融合型事業の 積極的な推進	③ 市民参加型事業 の促進	④ 市民同士の学びを 支える場の提供	
図書館 機能	① 市民の役に立つ資料 の収集と提供	② 課題解決支援機能 の充実	③ 誰もが利用しやすい 地域の図書館	④ ゆったりできる 滞在型図書館	⑤ 子どもの読書活動の 推進と学校図書館と の連携
博物館 機能	① 充実した資料と わかりやすい 展示サービス	② 歴史文化関連学習 メニューの充実			
生涯学習 機能	① 学びあうまちづくり の拠点の提供	② 文化の薫り高い まちづくりの拠点 の提供			

第 2 章

現状と課題



図書館のおはなし会

図書館ボランティアと協力して開催しているおはなし会は、親子に大人気のイベントです。ボランティアは季節等に応じ、工夫を凝らして読み聞かせを行い、毎回欠かさず参加いただいている親子もいます。

第2章 現状と課題

1 利用者アンケート調査

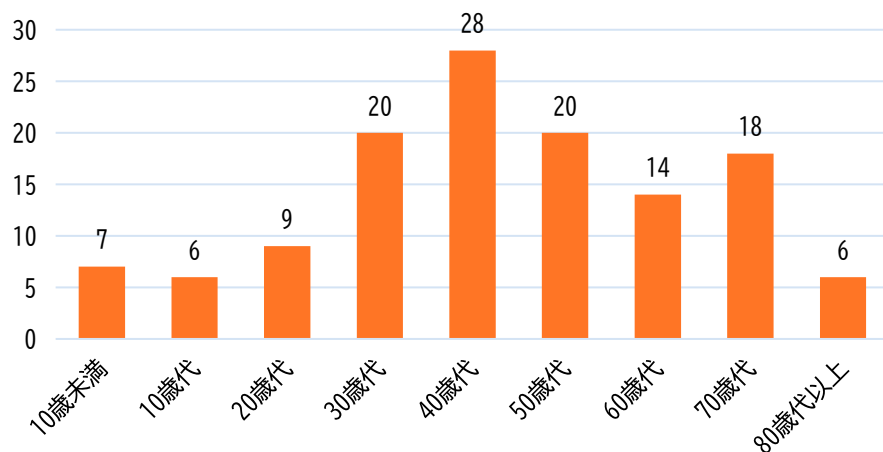
(1) アンケート調査の概要

- ア 調査対象：センター利用者
- イ 調査方法：調査票又はWEBアンケートフォームによる回答
- ウ 調査期間：令和6年8月9日（金）から22日（木）まで
- エ 有効回答：128件

(2) アンケート調査結果（抜粋）

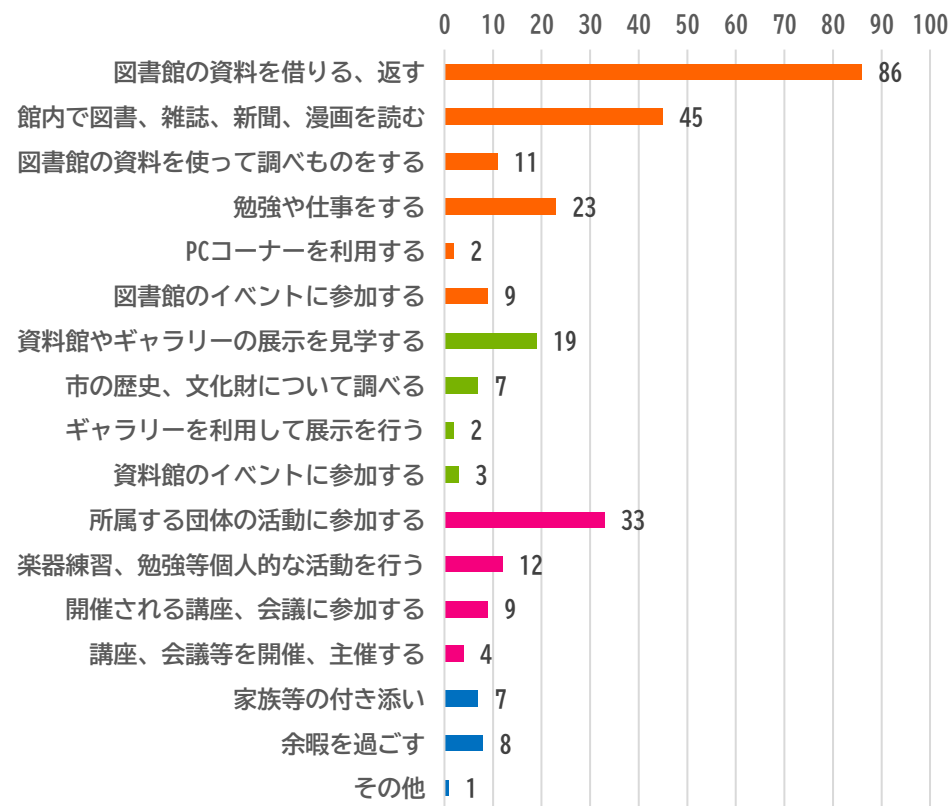
ア 回答者の年齢について

40歳代が最も多く、30歳代と50歳代が同数で第2位という結果となっています。



イ 施設の主な利用目的について（複数選択可）

「図書館の資料を借りる、返す」が最も多いほか、「館内で図書、雑誌、新聞、漫画を読む」や「勉強や仕事をする」といった、図書館に関する利用が上位を占めています。

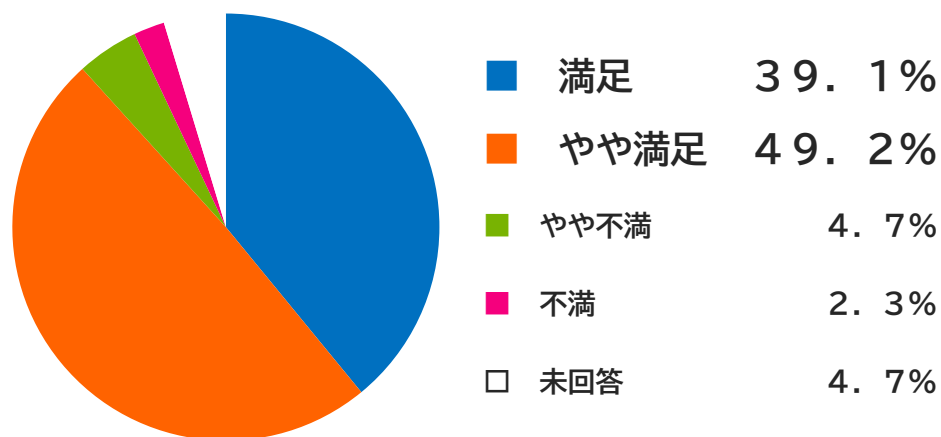


第2章 現状と課題

1 利用者アンケート調査

ウ 施設の総合的な満足度について

施設の総合的な満足度については、「満足」「やや満足」が約9割という結果でした。現在のセンターの運営については好意的な評価をいただけているものと考えられます。



エ センターに対する要望等

センターに今後力を入れてほしいことに関する設問や自由意見欄では、次のような要望（主なものを抜粋。）が寄せられています。

項目	主な内容
図書館の資料に関する こと	・ 資料を充実させてほしい ・ 子ども向けの本をたくさん揃えてほしい
イベントに関する こと	・ 様々な曜日にイベントを開催してもらいたい ・ 子ども向けイベントを充実させてほしい
飲食スペース、売店等 に関する こと	・ 食事が出来るスペースを拡充してほしい ・ カフェや軽食等の売店の導入の検討してほしい
図書館の座席に関する こと	・ 学習スペースを増設してほしい ・ PCが利用できる学習席を増やしてほしい
施設全体の利便性向上 に関する こと	・ リモートワークができる個室がほしい ・ ネット環境を改善してほしい
開館日、開館時間に関する こと	・ 日曜日、祝日の閉館時間を30分でもいいので延長してほしい ・ 月曜日も開館してほしい（民間業者を使えば出来るはず）

第2章 現状と課題

2 取組の成果と課題（センター全体）

重点目標

① 各機能単独事業の充実

② 融合型事業の積極的な推進

③ 市民参加型事業の促進

④ 市民同士の学びを支える場の提供

(1) 利用状況

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、臨時休館や施設の利用制限等を行ったことや、市民の行動自粛の影響を受け、令和2年3月以降は利用が落ち込みましたが、現在ではコロナ禍以前と同様の水準に回復し、開館から5年目となる令和5年7月には、入館者100万人を達成しました。

	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
開館日数 (日)	152	287	173	307	308	308
入館者数 (人)	130,491	239,987	93,350	221,445	243,903	268,815

利用者アンケートでは、センターの利用目的について、図書館資料の貸出、返却が他を大きく引き離し、次いで館内での資料の閲覧、勉強や仕事、所属する団体の活動への参加、資料館の見学となっています。図書館資料の貸出、返却はその他の利用目的と併せて選択されるケースが多くみられ、図書館資料の貸出、返却を中心とした複合的な利用が多いものと考えられます。

また、資料の閲覧や勉強、仕事等、滞在型の利用が多いことも特徴です。センターは利用者が長時間滞在し、施設内を回遊しながら様々な学習に触れることができる居心地の良い施設を目標としているため、その目標に沿った利用が多いと捉えることができます。

(2) 取組の成果

センターでは、各機能において特色を活かした施設運営やサービスの提供を行うとともに、資料館の企画展に合わせたおはなし会の開催や、市が主催する生涯学習事業に合わせて関連図書の展示を行う等、複合施設としての強みである各機能の連携による学習機会の提供に努めてきました。

また、ボランティアや社会福祉協議会等、様々な団体、組織の協力のもと、センター全体を会場として行うこもれびの森まつりを開催したほか、令和3年度からは日本工業大学と図書館を中心とした連携協力を推進し、協働によるイベントを実施しました。令和5年度には試験的にキッチンカーを誘致する等、地域との協働による学習機会の充実と市民交流の促進に努めてまいりました。

さらに、センターの運営においては、図書館において※雑誌スポンサー制度を導入し地域の企業や店舗等に協力をいただいているほか、地域資料コーナーに市内企業の会社案内等を展示するスペースを設け、PRを行っています。

第2章 現状と課題

2 取組の成果と課題（センター全体）

(3) 課題

- ア 利用者アンケートでは総合的な満足度について概ね良い評価がいただけている一方、利用者の増加に伴い施設の利用に関する様々な要望が寄せられています。多くの市民に気持ちよく利用いただけるよう、施設の管理運営を行っていく必要があります。
- イ 機能間や、地域住民、組織等との連携協力について、一時的ではなく、継続的、発展的なものとなるよう、取り組んでいく必要があります。
- ウ 人口減少や高齢化の進展によって地域コミュニティの衰退が懸念される現在、社会教育施設は地域の学習と活動の拠点として、個々の学びを地域のつながり形成、活性化へとつなげていく役割が求められています。



入館者100万人達成記念セレモニー



日本工業大学連携事業

「光に集まるロボットを製作しよう」

第2章 現状と課題

3 取組の成果と課題（図書館機能）

重点目標

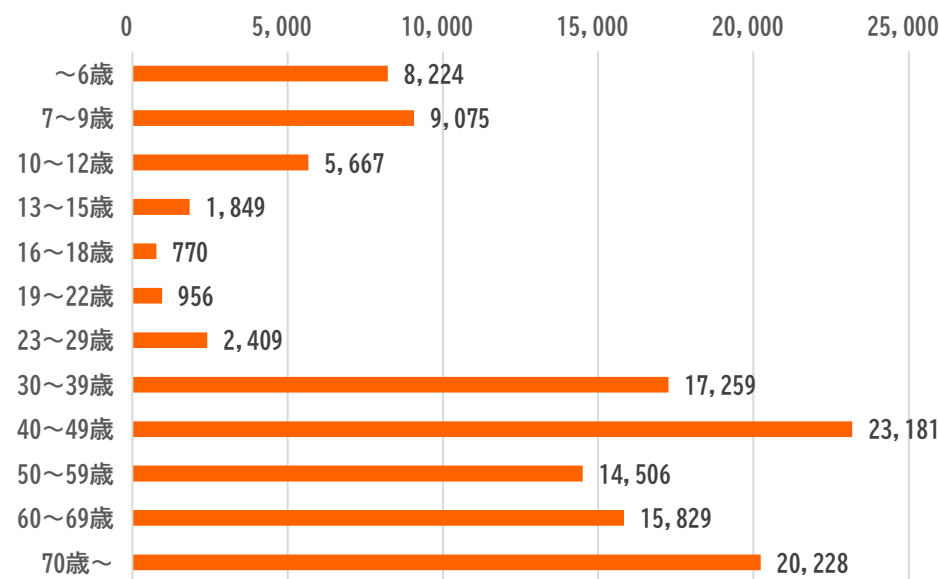
- ① 市民の役に立つ資料の収集と提供
- ② 課題解決支援機能の充実
- ③ 誰もが利用しやすい地域の図書館
- ④ ゆったりできる滞在型図書館
- ⑤ 子どもの読書活動の推進と学校図書館との連携

(1) 利用状況

図書館の利用登録者数、図書や雑誌、視聴覚資料等の総資料数は着実に増加しています。資料の貸出についても、コロナ禍以前を上回り、令和5年度には人口1人あたりの貸出点数が県内第3位となりました。

	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
登録者数 (人)	24,541	27,348	28,174	30,009	31,663	33,232
貸出人数 (人)	52,076	108,339	55,480	116,304	118,818	121,804
貸出点数 (点)	192,754	392,459	211,695	435,436	427,035	421,725
総資料数 (点)	133,465	141,397	156,483	160,114	163,797	167,199

年齢別の利用内訳では、30～40歳代の子育て世代と、小学校中学年までの利用が顕著です。土日に家族で来館し、本を借りて帰る親子が多く、貸出統計にも現れていると考えられます。一方、小学校高学年～20歳代の利用が大きく落ち込んでいます。試験勉強等でセンターの利用は多いものの、中高生の読書離れが現れています。



第2章 現状と課題

3 取組の成果と課題（図書館機能）

(2) 取組の成果

図書館はセンター開館によって施設規模が拡大したことから、テーマ展示や図書館資料を活用した体験型イベント等スペースを活かした新たな事業に取り組んできました。令和3年3月には子ども読書活動推進計画を策定し、計画に基づく子どもが楽しみながら本とふれあうことができる取組の充実に努めています。ボランティアと協力して行う定例のおはなし会には、毎回たくさんの親子に参加いただき、図書館を中心に地域が一体となって子どもの読書を支える取組となっています。

また、市民からの意見等を踏まえ、利便性の向上にも努めてきました。公民館における予約資料の受取サービス導入や予約できる資料の件数引き上げを行うとともに、令和6年度の図書館システム更新にあわせて、WEB利用者カードや学習室のWEB予約サービスの導入を行いました。



ぐりとぐらのぼうしを作ろう！

(3) 課題

- ア 図書館は約22万点以上収容できる設計となっていますが、現在の総資料数は約16万8千点となっています。引き続き資料の充実を図っていく必要があります。
- イ 資料数やイベントの充実により、貸出数は大きく増えたものの、中学生から20歳代までの利用は低調です。若い世代に対し、読書への関心を高める働きかけを行っていく必要があります。
- ウ ※レファレンスサービスについて、研修への参加等による職員の対応力向上と参考資料の充実を図る必要があります。さらに、図書館においてレファレンスサービスを行っていることを知らない利用者も多いことから、より一層の周知を図っていく必要があります。
- エ 病気等様々な理由で読書に障がいがあるかたや、日本語を母国語としないかたへのサービスの充実を図っていく必要があります。
- オ 図書館のイベントを支えるボランティアの高齢化や減少が進んでいることから、新たなボランティアの発掘と育成が必要です。

第2章 現状と課題

4 取組の成果と課題（博物館機能）

重点目標

- ① 充実した資料とわかりやすい展示サービス
- ② 歴史文化関連学習メニューの充実

(1) 利用状況

資料館の常設展示室は、旧石器時代から現代に至るまでの白岡市の歴史について、通史として学べる施設として一般公開しています。壁面には、白岡市の歴史を彩る様々な資料や模型を展示しているほか、中央に位置する※シンキングコアでは、展示資料に関係する図書資料を取り揃えています。展示を観覧し興味を持った事項について、より深く学ぶことができるよう工夫を行っています。

また、毎月第3土曜日には「ハンズ・オン・デイ」として、学芸員による解説とともに、実際に資料に触れることができる日を設けています。「火起こしチャレンジ」や「篠竹鉄砲」など、様々なテーマを設けることで、毎回たくさんのかたに参加いただいています。

	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
ハンズ・オン・デイ参加者数(人)	180	628	177	577	948	821

資料館の所蔵資料数については、埋蔵文化財の発掘調査や市内仏像調査等の資料収集、調査研究活動により、年々増加しています。令和5年度に資料数が大きく増えていますが、これは、調査により収集した資料のうち、未整理だったため「資料一式」等として計上していたものについて、整理が完了し正確な数の把握ができたことによるものです。

収集、整理を行った資料は、企画展をはじめとする資料館の事業において活用を行っています。

	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
総資料数 (点)	14,388	22,019	25,322	27,805	28,268	52,194

第2章 現状と課題

4 取組の成果と課題（博物館機能）

(2) 取組の成果

資料館は博物館相当施設（令和3年2月指定）として、令和3年3月に策定した文化財保存活用地域計画に基づき、市民共有の貴重な財産である地域文化財の調査、研究と保存、活用を包括的行ってきました。

また、市の内外に向けて当市の歴史や伝統文化を発信するとともに、次代へ継承する拠点として活動しています。毎年度企画展を開催し、当市の特色ある文化財をテーマごとに広く発信するとともに、「※ミュージアム・ゼミナール」や「※親子おもしろミュージアム」、「ハンズ・オン・デイ」等の文化財啓発普及事業を開催し、地域住民に対する文化財の理解の促進に努めてきました。

こうした取組が評価され、令和6年12月には、登録博物館として登録されました。



ハンズ・オン・デイ

(3) 課題

- ア 学校等と連携し郷土学習や歴史学習メニューの一層の充実を図っていく必要があります。
- イ 市民の学習を支えるボランティアスタッフの育成と充実を行っていく必要があります。
- ウ 障がいがあるかたへの対応や多言語化など、多様な来館者を受け入れる取組が求められています。
- エ 収蔵資料の増加や事業数の増加など、博物館施設としての機能を維持していくための体制整備を構築するとともに、適切な運営を行っていく必要があります。

第2章 現状と課題

5 取組の成果と課題（生涯学習機能）

重点目標

- ① 学びあうまちづくりの拠点の提供
- ② 文化の薫り高いまちづくりの拠点の提供

(1) 利用状況

会議室、集会室等施設の利用は増加傾向にあります。定例的な活動の場としてセンターを利用する団体も多く見られ、センターが市民の新たな活動の場として定着していると考えられます。

	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用団体 数(団体)	-	-	-	30,009	31,663	33,232
利用人数 (人)	12,770	20,284	3,887	10,579	21,474	24,798

(2) 取組の成果

会議室、集会室等については、「※ペアーズ！しらおか」の中心的事業である「※ペアーズアカデミー」等市の様々な事業の開催場所となっていることから、図書館機能と連携して関連図書の展示を行う等、市民の学びが相乗的なものとなるよう取り組んできました。また、施設の貸出においては、利用する個人、団体等の要望等を参考に、幅広い市民活動が可能となるよう、利用ルールの見直しを行う等利便性の向上に努めてきました。

(3) 課題

ア 生涯学習事業の参加者数は横ばいとなっているほか、社会教育関係団体の団体数、所属人数ともに年々減少しているほか、高齢化、固定化も進んでいます。若い世代を中心に、新たに生涯学習活動への参加を促していくための取組が必要です。

イ 市民の活動の場所として定着しつつある一方、利用者の増加により、施設の利用方法や備品に対するニーズは多様化しています。施設、設備の適切な維持管理と利用者のニーズへの対応を両立し、利便性の向上を図っていく必要があります。

ウ 社会情勢の変化や地域コミュニティの機能低下が課題となっている現在においては、個人や団体の活動成果を地域の課題解決や活性化につなげていく必要があります。現在行われている個々の活動の成果について、地域への還元を促すとともに、市民同士の交流を促進し、地域を活性化していくことが求められています。

第 3 章

運営の方針と取組



企画展の展示解説

秋に開催している博物館の企画展では、毎年様々なテーマに応じて地域の文化財の展示を行っています。期間中は学芸員による展示解説を行い、より深く地域の歴史や文化を学べるよう取り組んでいます。

第3章 運営の方針と取組

1 目指す姿の実現に向けた方針

センターの目指す姿を実現するための各機能の取組の方針について、これまでの運営についての利用者アンケート調査の結果や、成果や課題を踏まえ、次のとおりとしました。

方針 1 多様な連携と市民との協働の推進 【センター全体】

センターの機能間だけでなく、地域のより幅広い主体との連携を推進するとともに、市民との協働を一層推進します。

方針 2 情報収集の支援と子どもの読書活動の推進【図書館機能】

幅広いニーズに応えられる資料を備え、市民の学習や研究活動を支援するとともに、子ども読書活動推進計画に基づき、地域における子どもの読書活動を推進します。

方針 3 地域文化財の保存活用と市の歴史・伝統文化の発信と継承【博物館機能】

文化財保存活用地域計画に基づく、地域文化財の調査、研究と保存、活用を推進するとともに、市の内外に向けた市の歴史や伝統文化に関する情報発信と教育普及を推進します。

方針 4 市民の主体的活動の支援と学びの循環の推進【生涯学習機能】

情報提供や活動場所の整備等により、市民の自主的な生涯学習活動を支援するとともに、学習成果の地域への還元を図り、学びの循環を推進します。

第3章 運営の方針と取組

2 施策の体系



第3章 運営の方針と取組

3 センターの運営における新たな視点（センター全体）

人口減少、少子高齢化の進行や、経済や文化のグローバル化等、社会情勢は急速に変化し、社会教育施設に求められる役割はセンターの開館時から大きく変化しています。これらの変化に対応するため、次の4つを「新たな視点」として踏まえ、センター全体で取り組んでいきます。

新たな視点

インクルージョン



子どもから高齢者まで、また、障がいがあるかたや、今後増加が見込まれる外国人を含むすべての市民に向け、図書館資料の提供やイベントや講座の開催等に取り組めます。

リアリティ



図書や資料館の収蔵品等、実物の資料に触れることができるテーマ展示や、体験型のイベントや講座の開催に取り組めます。

共同創造



図書館ボランティアや学習ボランティアの発掘と育成等、施設運営への市民の参加を推進するとともに、地域の学校、企業等幅広い※ステークホルダーとの連携協力を推進します。

情報発信強化



市に関する幅広い資料、情報の収集と整理を行うとともに、SNSやイベントや展示の実施等様々な手段を用いることにより、市民への情報発信の強化に取り組めます。

第3章 運営の方針と取組

4 方針に基づく取組内容（センター全体）

方針 ① 多様な連携と市民との協働の推進

取組1 - (1)「各機能の取組強化と機能間連携の推進」

多様化する市民ニーズを捉え、各機能において取組の強化を図るとともに、機能間連携を促進することで、効果的な施設の運営と相乗的な学習、交流機会の提供に努めます。

取組1 - (2)「様々な主体との連携協働の推進」

これまで行ってきた連携協働の取組を継続、発展はもとより、学校、企業等地域のより幅広い主体との新たな連携を模索することで、多様化する市民ニーズに対応するとともに、まちづくりへの参画を促します。

取組1 - (3)「市民との協働の推進」

これまで協力してセンターの事業を行ってきた各種ボランティアについて、新たなボランティアの発掘、育成を行うとともに、積極的な受入と活用を行うことで、センターの取組の充実と市民活動の活性化を図ります。

第3章 運営の方針と取組

5 方針に基づく取組内容（図書館機能）

方針 ② 市民の学びの支援と子どもの読書活動の推進

取組2 - (1)「学びを支える環境の整備」

ア 幅広いニーズに応えられる資料の整備

「資料収集方針」に基づき様々な形態の資料収集を計画的に進めるとともに、雑誌スポンサー制度の拡充や市民に対し図書の寄贈を呼び掛けることにより、資料の充実を図ります。

イ 市民の学習、調査、研究活動の支援

参考資料の充実を図るとともに、レファレンスサービスを提供し、市民の調査、研究活動を支援します。また、社会や時代に即したテーマ展示の実施や、図書館資料を活用した講座等の開催により、多種多様な学びの機会の提供を行います。

取組2 - (2)「地域に根差したサービスの提供」

ア すべての市民に向けたサービスの実施

公共施設への返却ボックスの設置や予約資料受取サービスの実施とともに、※バリアフリーサービスの充実を図り、市民の多様なニーズに応えます。

また、ご意見ボックスの設置等により市民ニーズを把握し、利便性の向上に努めます。

イ 特色ある図書館サービスの実施

おはなし会や※ブックスタート等について、地域のボランティアとの協働により事業を実施するとともに、地域の様々な組織や団体等と連携し、こもれびの森まつりを実施します。

また、生涯学習機能及び博物館機能と連携を図り、地域の歴史にちなんだテーマ展示や講座の開催、博物館の特別展示にあわせた各種事業を開催します。

第3章 運営の方針と取組

5 方針に基づく取組内容（図書館機能）

方針 ② 市民の学びの支援と子どもの読書活動の推進

取組2 - (3)「子どもの読書活動の推進」

ア 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動推進の支援

ブックスタートやおはなし会の開催により、家庭における親子の絵本をととしたコミュニケーションを促すとともに、地域で活動するボランティアの発掘と育成に努めます。

また、団体貸出や、学校等を訪問して行うおはなし会、※ブックトークの実施により、学校等における読書活動を支援します。

イ 図書館における子どもの読書活動の推進

児童書の重点収集や年齢にあわせた図書の収集と配架により、子どもの成長に応じた読書環境を整備するとともに、様々なイベントの開催やテーマ展示等の実施により、子どもが楽しみながら本と触れ合うことができる機会を提供します。

ウ 子どもの読書活動を推進する体制の整備

子ども読書活動推進計画の確実な進捗を図るとともに、学校図書館との意見交換や図書館ボランティア連絡会議の開催により、地域が一体となって子どもの読書活動を支える体制を整えます。

取組2 - (3)「子どもの読書活動の推進」

エ 子どもの読書活動に関する啓発、広報の充実

※読書週間に関する広報とともに、期間中記念イベントを開催し、子どもの読書活動に関する啓発を行います。

また、ボランティア、地域の学校等様々な主体と連携し、子どもの読書への関心を高める取組を実施します。



ブックスタート

第3章 運営の方針と取組

6 方針に基づく取組内容（博物館機能）

方針 ③ 地域文化財の保存活用、市の歴史と伝統文化の発信と継承

取組3 - (1)「特色ある文化遺産の展示公開」

ア 常設展示

旧石器時代から近現代に至るまでの、白岡の大地を生き抜いた人々の暮らしを、いくつかの画期ごとに大きく括り、画期を代表するエピソードを紹介しながら概観します。当市の歴史文化の特徴をとらえた展示や時間経過のわかる展示を提供することで、観覧者が当市の歴史文化を正しく理解し、ふるさと意識を醸成することを促します。

イ 企画展示と特別展示

企画展示や特別展示は、常設展示に対してテーマを絞ってより深く掘り下げた展示を旨としています。このため、展示準備に時間がかかることも少なくありません。中長期的な計画を立てて十分な準備期間を確保するよう配慮します。

また、回数については、年間1回または2回とし、過剰な計画とならないよう配慮します。

取組3 - (2)「文化遺産を未来に引き継ぐ」

ア 素材に即した収蔵保存

文化財の管理と適切な伝承を行うため、文化財の素材や状態を踏まえ、適切な保存管理を行うとともに、文化財収蔵施設の維持管理に努めます。

イ 資料の活用を前提とした資料整理

把握した文化財については、速やかに整理を進め、今後の活用に備えます。埋蔵文化財調査においては、調査後の図面と写真及び出土遺物の基礎整理作業を実施します。仏像調査においては、調査後の調書と写真の整理を実施します。寄贈や寄託を受けた歴史資料や民俗資料については、目録の作成と写真記録を実施します。

第3章 運営の方針と取組

6 方針に基づく取組内容（博物館機能）

方針 ③ 地域文化財の保存活用、市の歴史と伝統文化の発信と継承

取組3 - (3)「知識の拠点として学びと交流を支える」

ア 多様な学習メニューの提供

展示を見るだけでなく、様々な体験学習や調査学習など、年齢や形態ごとに、多様な学習メニューを提供することで、展示の補完を行うとともに、学習者が、郷土の歴史をより身近により深く理解するための積極的な支援を行います。

イ 多様な情報発信

展示図録や紀要の発行のほか、常設展示に展示していない資料や長期展示に耐えない性質の資料、諸家所蔵の指定文化財などを中心に、常設展示を補完する機能を持つ、文化財アーカイブとしてホームページ等による情報発信に努めます。

ウ 図書館と連携したレファレンスサービス

資料館内のシンキングコアに展示に関係した図書館資料を配架し、閲覧や貸出に供するとともに、講座や企画展示の会場内に関連図書を置き、来館者の学習理解の一助とします。

また、文化財や関連図書に関する問い合わせに対しては、図書館と連携しながら回答します

取組3 - (4)「ふるさと文化の調査推進」

ア バランスのとれた調査研究活動

地域資料や博物館活動に関する調査研究を進め、その成果を展示や普及事業に反映させるとともに、調査研究成果や地域文化の情報発信を行います。

イ 幅広く多角的な資料の収集

地域に根差した博物館として、白岡にゆかりのある歴史、民俗、美術工芸などの分野の資料を、網羅的、系統的に収集することで地域研究の推進を図ります。

第3章 運営の方針と取組

7 方針に基づく取組内容（生涯学習機能）

方針 4 市民の主体的活動の支援と学びの循環の推進

取組4 - (1)「生涯学習活動の支援」

ア 市の生涯学習事業の支援

ペアーズアカデミーなど、市の生涯学習事業の開催場所として、円滑な事業の運営を支援します。

イ 市民の生涯学習活動の支援

※社会教育関係団体登録制度により、各種団体の活動を支援するほか、個人や団体の活動の場となるよう、施設の利用に関する相談を受け付けます。

ウ 生涯学習に関する情報の提供

※デジタルサイネージやポスター掲示スペース、パンフレットスタンドにより、利用者に対し広く生涯学習に関する情報の提供を行います。

取組4 - (2)「生涯学習環境の整備」

ア 生涯学習の場の提供

施設や設備の適切な維持管理を行うとともに、利用者の希望に応じた活動の場を提供します。また、施設備品や社会教育備品の整備、貸出により、利用者の活動が効果的なものとなるよう支援します。

イ 活動しやすい環境の整備

センターの利用に関する自由な意見を募る「ご意見ボックス」の設置等により、利用者のニーズを把握し利便性の向上に努めます。

第3章 運営の方針と取組

7 方針に基づく取組内容（生涯学習機能）

方針 4 市民の主体的活動の支援と学びの循環の推進

取組4 - (3)「学習成果の循環推進」

ア 学習成果を活かす場の提供

ギャラリーを個人や団体の日々の活動の成果発表の場として活用することにより、利用する個人、団体の学習意欲の向上を図るとともに、市民の新たな学びとの出会いを提供します。

イ 学習成果を活かす機会の提供

※ペアーズバンクのリストを設置することで、個人や団体の学習成果の活用と、新たな学習活動の展開を促し、市民の相互学習を推進します。

第 4 章

運営の 体制



パースアカデミー

センターは、市の生涯学習事業の根幹を担う「パースアカデミー」の主な開催場所です。博物館の学芸員が講師を務めるほか、受講者の学びが相乗的なものとなるよう、関連する図書館資料の展示を行う等の連携を行っています。

第4章 運営の体制

1 運営体制の見直し

(1) 運営体制の見直し

センターの目指す姿の実現のためには、より多くの市民にセンターを身近な学習、交流の場として利用いただけるよう、方針に基づく取組を実施し、各機能の強化、充実と機能間の連携の推進を図っていく必要があります。そのためには、これまでの取組に加え新たな取組が必要となることから、より効果的、効率的な運営を行っていく必要がありますが、現在の運営体制には次のような課題があります。

ア 市民サービスに関するもの

- ・ 新たなサービスやイベント等の実施
- ・ 多様化する市民ニーズへの対応

イ 施設運営に関するもの

- ・ 窓口や管理の縦割り化、迅速な意思決定
- ・ 適切、計画的な維持管理

ウ 人員配置に関するもの

- ・ 司書の配置と専門的サービスの実施
- ・ 会計年度任用職員の管理、働き方の選択

より効果的、効率的な運営と運営上の課題の解決のためには、運営体制の見直しが必要となります。

(2) センターの運営に関する市の方針

市ではセンターの運営について、開館にあわせて策定した「（仮称）白岡市生涯学習施設管理運営計画」において「当分の間は市直営での運営とし、管理運営上の課題等を洗い出した上で、将来的に指定管理者制度の導入など民間活力の活用を継続的に検討する」としています。

また、市の「行財政改革方針」においても、民間のノウハウを活用したサービスの向上と経費の削減を目的としたセンターへの指定管理者制度の導入検討を取組項目としています。そのため、市直営での運営による実績の把握を行った上で、「行財政改革方針」実施スケジュールの最終年度となる令和6年度、指定管理者制度の導入について検討を行いました。

「白岡市指定管理者制度導入ガイドライン」では、指定管理者による施設の管理が望ましい場合の判断基準として、「① 民間ノウハウの活用：民間事業者等に任せることで利用者ニーズに合ったサービスの充実や運営ノウハウの活用が期待できるもの」、「② コスト削減：民間事業者等に任せることで管理コストの削減が期待できるもの」を挙げています。指定管理者制度の導入により民間ノウハウを活用することで、現在の課題の解決が図れるか、効果的、効率的な運営が期待できるかについて、検討を行いました。

第4章 運営の体制

2 指定管理者制度の導入検討（課題への対応①）

現状の課題（市民サービスに関するもの）

(1) 新たなサービス、イベント等の実施

- ・ センターの利用者数は増加傾向にありますが、今後はセンターを利用したことがない市民への働きかけや、継続的な利用を促す取組が必要となります。
- ・ 他自治体の事例を参考に、新たなサービスを実施する等、センターの魅力向上に繋がる取組を継続的に行っていく必要があります。

(2) 多様化する市民ニーズへの対応

- ・ センターでは、サービス等に関する意見を募る「みなさまの声」を実施してきました。その内容はアンケート調査で寄せられた要望と同様、多種多様です。
- ・ 館内の利用ルール等可能なものについては対応してきましたが、開館以前から要望があった軽食販売やカフェの導入等、現状では多くの要望について対応が難しい状況です。

指定管理者制度を導入した場合

想定される対応

- (1) 他自治体の施設等で経験を積んだ人材を配置します。
- (2) 指定管理者としてこれまで他自治体施設の管理を行ってきた経験を施設運営に活かします。

実現できること

◎ 新たなサービスの実施

仕様書では、これまで実施してきた基幹となる事業やサービスの継続とともに、指定管理者の独自事業の実施を義務付けます。これにより、指定管理者の経験を活かした創意工夫による多彩な事業の展開を実現します。

期待できること

○ 市民ニーズへの対応

他の自治体の事例等を参考とした創意工夫により、市民から寄せられる課題やニーズに対する迅速かつ柔軟な対応が期待できます。

○ 開館日、開館時間の拡大

指定管理者制度の導入に当たって指定管理者から利用時間の延長を提案される事例が多くあり、休館日の削減や開館時間の延長ができる可能性があります。

第4章 運営の体制

3 指定管理者制度の導入検討（課題への対応②）

現状の課題（施設運営に関するもの）

(1) 窓口や管理の縦割り化や迅速な意思決定

- ・ 1階の窓口では、会計年度任用職員（図書館窓口）とシルバー人材センター職員（会議室等の利用窓口）が勤務しています。担当する業務が分かれていることから、分かりづらいとの声が寄せられています。
- ・ センターの各機能ごとに管理する担当が異なるため、施設全般に係る事項について協議や決定を行う際に時間がかかる場合があります。

(2) 適切、計画的な維持管理

- ・ 厳しい財政状況のもと、施設の修繕等については優先順位を付け、緊急性の高いものから実施しているため、突発的な不具合については対応に時間を要する場合があります。
- ・ 施設の管理に長けた職員が業務を担当するとは限らず、2、3年で異動となることから、将来を見据えた計画的かつ行き届いた管理が課題となっています。

指定管理者制度を導入した場合

想定される対応

- (1) 指定管理者の裁量の範囲で、迅速な決定、対応を行います。
- (2) 複数年契約、複数年予算による長期的な視点で維持管理を行います。
- (3) 施設の管理を専門とする業者が施設の維持管理を行います。

実現できること

◎ 予防保全の実施

毎年一定の金額を修繕料として計上することを仕様書で義務付けます。これにより、不具合が生じる前や不具合が軽微な段階で修繕を行う予防保全が可能となります。

期待できること

○ 総合窓口化

図書館機能と生涯学習機能を指定管理者が行う業務とすることで、窓口の一括管理が可能となり、市民の利便性向上を図ることができます。

○ ※ライフサイクルコストの削減

専門の業者による計画的かつ適切な維持管理や予防保全の実施により、大規模修繕の削減・周期延伸等、施設のライフサイクルコストの削減が期待できます。

第4章 運営の体制

4 指定管理者制度の導入検討（課題への対応③）

現状の課題（人員配置に関するもの）

(1) 司書の配置と専門的サービスの実施

- ・ センターの開館以降、司書資格を有する正職員の配置は1名のみとなっているため、知識経験が継承、蓄積されていないほか、障害者サービス等専門的知識を要する業務が十分に実施できておらず課題となっています。
- ・ 市では司書採用は行っていません。司書資格は有している職員はいるもののその人数は少なく、その半数は図書館での勤務経験がない職員となっています。

(2) 会計年度任用職員の管理、働き方の選択

- ・ 図書館窓口の会計年度任用職員については、扶養の範囲内で働けるよう勤務条件を設定していますが、最低賃金の上昇によって勤務可能日数が減少し、雇用する職員数が増加しています。職員増加により、採用に関する手続きや労務管理業務も増加しています。

指定管理者制度を導入した場合

想定される対応

- (1) 司書資格保有者や他自治体の図書館等で経験を積んだ人材を配置します。
- (2) センターで勤務する職員を指定管理者が直接雇用します。

実現できること

◎ 司書の複数配置

図書館機能に従事する職員について、司書資格を有する者を一定割合以上配置するよう定めます。これにより職員体制を充実させることができ、司書の専門的知識、経験を活かしてサービス向上を図ることができます

期待できること

○ 希望に応じた働き方の選択

会計年度任用職員の制度とは異なり、同じ業務であっても複数の雇用形態から本人の希望に応じた働き方の選択が可能となります。

第4章 運営の体制

5 指定管理者制度の導入検討（導入の効果・検討の結果）

導入の効果

期待できること

○ 人員削減

指定管理者制度導入後には、生涯学習課の職員が担ってきたセンターの施設の管理や図書館業務等は指定管理者が行うことになります。センターの運営監督のほか、市や学校等との連絡調整を担う職員は必要ですが、指定管理者のマンパワーを活用することで、生涯学習課職員の削減が見込まれます。

期待できること

○ 運営経費の削減

図書館の指定管理者の実績のある民間事業者から参考見積を徴取し、直営と指定管理者制度を導入した場合のセンターの運営に係る経費を試算しました。試算の結果、民間のノウハウを活かした施設の管理や弾力的な人員配置等により、運営コストの削減が見込まれます。

期待できること

○ 効果的な施設運営

民間のノウハウの活用や競争原理が働くことで、サービスの向上や施設の管理の質向上が期待できるとともに、運営経費の削減も見込まれます。経費の増加を抑制しつつ、運営の質の向上を図ることが期待できます。

検討の結果

検討の結果、指定管理者制度を導入することで、センターの課題に対する効果的な解決とサービスの向上が期待できます。そのうち、司書の複数配置や新たなサービスの実施等については、指定管理者の選定にあたり、仕様書等で履行を義務付けることで、確実に実現することが可能です。

さらに、生涯学習課職員の削減のほか、指定管理者のノウハウを活かすことで、経費の増加を抑制しつつ、サービスの向上や施設の管理の質向上を図ることが期待できることから、センターに指定管理者制度を導入します。

第4章 運営の体制

6 運営の主体

(1) 指定管理者が行う業務の範囲

センターの各機能のうち博物館機能については、地域の歴史、文化等に関する調査、研究、収集業務を担っているため、高度な専門性と長期継続的な作業が求められるとともに、地域に密着し、関係性の構築と知見の蓄積を行う必要があります。そのため、一定期間で指定管理者が変更となる可能性がある指定管理者制度はなじまないものと考えられることから、引き続き市直営とし、博物館機能の施設設備の維持管理の一部のみを指定管理者が行うこととします。

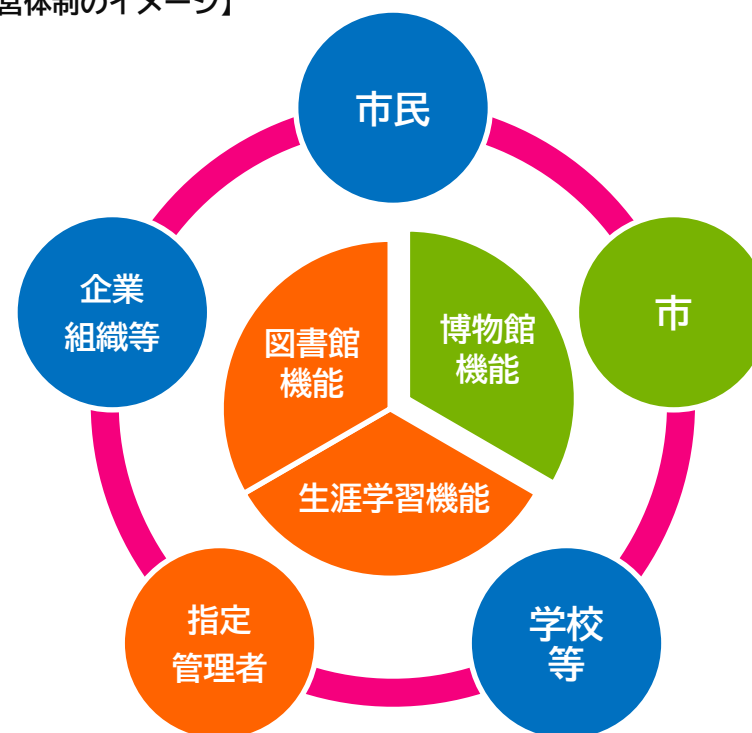
業務等の区分	施設の運営		施設設備の維持管理
センター全体	指定管理者		
図書館機能	指定管理者		
博物館機能	市	市	指定管理者
生涯学習機能	指定管理者		

(2) 指定管理者制度導入後のセンターの運営体制

市と指定管理者は密に連携を図り、協力してセンターの効果的、効率的な運営を行います。

また、市民の施設運営への参加を推進するとともに、市の関係部署のほか、市民やボランティア等の各種団体、学校、企業、その他地域の様々な組織と一層連携を図ることで、市の生涯学習の振興を図ります。

【運営体制のイメージ】



第4章 運営の体制

7 これからの運営の考え方

(1) 指定管理者制度導入に当たって

指定管理者制度の導入に当たっては、これまでの施設運営の中で培ってきた知識や経験を確実に継承していくとともに、市が指定管理者のマネジメントとモニタリングを行い、懸念される事項や導入に不安を感じる市民の声にしっかりと対応していきます。

(2) これからの運営に当たっての視点

次の視点を念頭に、指定管理者の選定及びセンターの運営を行います。

ア 社会教育の振興

センターは市民の生涯にわたる学習活動を総合的に支援し、市民の生涯学習の振興及び普及を図ることを目的に設定された施設です。市と指定管理者が連携協力するとともに、指定管理者の持つノウハウを活用し、市民が楽しみながら学ぶことで、地域の活性化につながっていくよう施設の運営を行っていきます。

イ 公共性の確保

法令順守を徹底し、施設の設置目的や市の方針に沿った運営が行われるよう、また、公平公正なサービスが提供されるよう、市が責任をもってマネジメント、モニタリングを行います。また、図書館資料の購入や廃棄等については、最終的な決定権を市とし、市の方針等に沿った資料管理を行います。

ウ 運営の継続性の確保

直営から指定管理者制度へ移行する場合や、指定管理者が変更になる場合に、それまでのサービスが維持、継続されるよう、市と指定管理者間の情報共有、民間事業者間の円滑な引継ぎを行います。また、安定した施設運営とサービス提供のため、従事者の適切な労働環境が維持されているか、モニタリングを行います。

エ 機能間連携の維持

機能間連携はセンターの根幹となるコンセプトであるため、連携を前提とした運営は指定管理者選定や施設運営に当たっての必須要件となります。これまで図られていた機能間の連携を維持、発展できるよう、市と指定管理者が協力してセンターの運営を行います。

オ 市と指定管理者との綿密な連携

センターの円滑な運営のため、市と指定管理者はお互いを対等なパートナーとして認め合い、緊密なコミュニケーションを図るとともに、連携協力して効果的、効率的な施設運営を行います。定期的に会議を実施するほか、様々なレベルでの打合せを行い、市の方針に基づく発展的なサービスの提供に努めます。

第4章 運営の体制

8 指定管理者制度導入スケジュール

指定管理者制度の導入時期については、白岡市生涯学習センター条例等の改正や、指定管理者の公募、選定等指定管理者制度の導入に当たって必要となる手続きを勘案し、令和8年10月を目途とします。

【スケジュールのイメージ】

- ・ 白岡市生涯学習センター運営方針の策定
- ・ 白岡市生涯学習センター条例等の改正
- ・ 指定管理者の公募、選定

直営

指定管理者制度

令和7年度

令和8年度

令和9年度

- ・ 指定管理者として指定
- ・ 協定書の締結
- ・ 事務引継ぎ